



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年6月29日（月）岐阜県発表資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
生活衛生課	食品安全推進室長	石塚	内線 3419
			直通 058-272-8280
			FAX 058-278-2627

「令和7年度岐阜県食品衛生監視指導計画」の実施結果を公表します

県では、食品衛生法第24条の規定により「岐阜県食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、その実施結果を公表しています。

このたび、本計画に基づいて昨年度に実施した食品関係施設等の監視指導、食品検査及び普及啓発等の結果を取りまとめましたので、お知らせします。

記

<主な内容>（概要は別添概要版のとおり）

1 監視指導結果

危害度レベル1、2（高度な衛生管理が必要な施設）の食品営業施設（2,883施設）に、計2,463回の監視指導を行い、目標値（1,748回）を達成しました。（概要版表1）

2 試験検査結果

県内で生産、加工又は流通する食品等1,284検体について、食品添加物及び残留農薬等の検査を実施しました。（概要版表3）

3 結果に基づく措置

食品衛生法違反については、営業者等に対し行政処分を行いました。その内訳は、食中毒の原因となった飲食店等に対する営業禁止命令（17件）でした。

なお、実施結果及びその概要版については、本日から岐阜県公式ホームページで公開するほか、県の保健所等において閲覧に供します。

○HP掲載場所

トップページ>分類でさがす>子ども・女性・医療・福祉>健康>食品の安全・安心>>岐阜県食品衛生監視指導計画、結果

<HP:URL>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/901.html>

岐阜県 監視指導計画 結果

検索

食品衛生法第24条

都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない。